

(審査案件第78号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った「技術提案のヒアリングの中での指摘の根拠となった文書」を不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成22年（2010年）10月15日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「〇〇工事（以下「本件工事」という。）における、技術提案のヒアリングの中で、『床版補強であると指摘した根拠になった書類』、『〇〇の制約がやっぱりあると指摘した根拠となった書類』、『標準的な工法よりもかなり重い物が落ちるので、振動ないとおっしゃっているのですが、まあ振動はあるでしょうと私は思うのですがと指摘した。標準より重い根拠となった書類、振動はあるでしょうの根拠となった書類』及び『何人もの先生方がこの場所は、特別風が強いという根拠となった書類』について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成22年10月29日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求の内容は、技術評価委員会のヒアリングでの委員（以下「本件委員」という。）の発言であり、そのことについての根拠となる文書（以下「本件請求対象文書」という。）を作成していないとして、公文書不存在決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成22年11月18日、異議申立人は、本件実施機関に対し本件請求対象文書の公開を求める旨の異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「理由説明書に対する反論意見」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件委員に問合せをし、本件委員は本件請求対象文書を持っているはずなので公開を求める。不存在の場合は、本件委員が所有していない理由を書面に記載して提出することを求める。
- 2 ヒアリング内容を否定した発言なので、根拠がないわけではない。
- 3 本件委員の調査したメモ・資料等（以下「本件メモ等」という。）があるはずである。公務員のメモ、根拠とした資料も公文書である。
- 4 本件申立ては、本件委員の発言がいかに関根拠のないいい加減なものであったかを確定させることが、主目的である。
- 5 ここまできて、ないと言えれば本当はないのであろう。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件工事で採用した技術提案付き受注希望型競争入札は、入札参加者の技術提案が標準的工事方法に比して同程度の施工基準を満たしているかを審査し、その審査を通過した者のみ価格競争ができるとした入札方式である。
- 2 技術提案付き受注希望型競争入札のヒアリングを含む審査については、技術評価委員会が行い、委員が、提出された技術提案の内容をさらに理解できるよう、また、入札参加者も技術提案の内容をさらに詳細に説明できるようにヒアリングを実施している。
- 3 本件工事においては、平成〇年〇月〇日、専門的知識を有する外部委員5名を含む10名の委員と委員長により技術評価委員会（以下「本件委員会」という。）を開催し、本件委員会は入札参加者に対し、1社毎、説明10分程度、質問10分程度でヒアリング（以下「本件ヒアリング」という。）を実施した。
本件ヒアリングに出席した職員に確認したところ、おおむね異議申立人が主張するやり取りがあった。
- 4 本件委員会においては、事前に各入札参加者の「技術提案書」、本件委員会当日に「次第」、「配席図」、「委員名簿」、「図面、入札時VE方式採用理由、〇〇内作業条件(資料1～5)」、「技術提案付き受注希望型競争入札参加者評価結果」及び「技

術提案審査結果」を、本件委員に配布したが、その中に本件請求対象文書はない。

- 5 具体的な質問内容は、あらかじめ本件委員が集まって決めたものではなく、提案内容について本件委員の判断の下に行ったものであるから、本件実施機関において個々の本件委員の発言の根拠となる文書を作成していない。
- 6 仮に、事前に配布された技術提案書を基に本件委員が質問のために本件メモ等を持参していたとしても、本件実施機関は本件メモ等を複写して他の本件委員に配布するということもなかったので、本件メモ等は本件条例第2条第2項に規定される「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」には該当しない。公文書に該当しない本件メモ等について本件委員に確認する必要はない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書は、本件ヒアリングにおける本件委員の発言の根拠となった文書である。

本件ヒアリングにおいて、おおむね異議申立人が主張するやり取りがあったことについては、本件実施機関も認めるところであるので、本件委員の発言の根拠となった文書の存否について、以下検討する。

当審査会は、本件委員への配布資料を確認したが、その中に本件請求対象文書はなかった。

技術評価委員会は、提案された施工方法が施工基準を満たしているか否かを専門的に審査する役割を担っており、その委員は、工事ごとに関連する各分野に精通した者にそれぞれ委嘱されていることからすると、本件ヒアリングにおいて、本件委員には、各々の専門的な知識や見識に基づき、自らの判断、責任の下に発言することが求められているものである。よって、本件ヒアリングの発言内容についてあらかじめ他の本件委員と打ち合わせをしたり、その根拠となる文書を手

の本件委員に配布するなどしたとは考え難く、本件請求対象文書を管理していないとの本件実施機関の主張に、不自然、不合理な点は認められない。

なお、異議申立人の主張する本件メモ等が存在したとしても、本件メモ等は、前述したことからすると、本件委員の個人的な手持ち資料であるので、本件条例第2条第2項に規定する「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」との「公文書」の定義に該当しない。

したがって、本件実施機関の主張は結論において是認できるものと判断する。

- 3 その他の異議申立人の主張について
異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

- 4 結論
以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成22年（2010年）	12月1日	諮問
平成23年（2011年）	2月3日	審議
	3月16日	「理由説明書」受領
	3月23日	審議
	4月25日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	5月16日	「理由説明書に対する反論意見」受領
	6月6日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	7月25日	審議
	9月7日	審議
	10月19日	審議終結